

マイナンバーカードの申請方法などは、  
2面「マイナンバーカードを利用してe-Taxで確定申告をする方はお早めに申請を」をご覧ください。

## 市民税・都民税と簡易な所得税の確定申告の相談・申告の受付窓口

【事前にご確認ください】

場所	日程	受付時間	市民税・都民税の申告		所得税の確定申告	
			相談	提出のみ	相談	提出のみ
出張窓口	柳沢公民館	1月31日(月)	○	○	-	○
	ひばりが丘公民館	2月1日(火)	○	○	-	○
	住吉会館ルピナス	2月2日(水)	○	○	-	○
	新町福祉会館	2月3日(木)	○	○	-	○
	下保谷福祉会館	2月4日(金)	○	○	-	○
	芝久保公民館	2月7日(月)	○	○	-	○
田無庁舎 2階展示コーナー		2月16日(水)～3月15日(火)	○	○	○	○
保谷臨時窓口	保谷東分庁舎	2月8日(火)～3月8日(火)	○	○	-	○
	防災・保谷保健福祉総合センター6階	3月9日(水)～15日(火)	○	○	○	○
防災・保谷保健福祉センター6階 ※税理士による無料申告相談		2月8日(火)～10日(木)	-	-	○	-

〈全般〉

- (土)・(日)・(祝)を除く。
- 「提出のみ」は、税額の計算まで内容が全て記入済みの申告書をお預かりするものです。
- 各窓口の受付時間は、混雑の状況により早く締め切ることがあります。
- 受付初日と受付締切間際は、窓口が大変混み合います。混雑する時期を避けるなど、ご協力をお願いします。
- 車での来場は、ご遠慮ください。
- 「税理士による無料申告相談」以外の全ての窓口は、市職員が対応します。税務署の職員はおりません。

〈所得税の確定申告〉

- 税理士による無料申告相談については、1月1日号をご確認ください。
- 確定申告の「提出のみ」の場合は、直接税務署への提出(郵送可)にご協力をお願いします。

## 東村山税務署からのお知らせ

確定申告は  
税務署へ

東村山税務署の申告書作成会場開設は  
**2月1日(火)～3月15日(火)**

申告と納税の期限(令和3年分)

所得税および復興特別所得税・贈与税 …………… 3月15日(火)  
消費税および地方消費税 …………… 3月31日(木)

### 日曜窓口

税務署は平日のみ開庁ですが、2月20日(日)・27日(日)に限り、所得税および復興特別所得税・個人消費税・贈与税の確定申告相談と申告書の受付を行います。  
※国税の領収・納税証明書発行・電話相談は行いません。

申告書は国税庁HPで  
パソコンやスマホで  
作成できます!

国税庁HPの「確定申告書等作成コーナー」で、ご自宅のパソコンやスマートフォン・タブレット端末等から申告書を作成できます。作成した申告書はマイナンバーカードとICカードリーダーライターを利用する方法(マイナンバーカード方式)や税務署で発行するIDとパスワードを使用する方法(ID・パスワード方式)で、「e-Tax(電子申告)」することができるほか、プリンターで印刷(白黒でも可)して郵送で税務署に提出することができます(コンビニエンスストアのプリントサービスで印刷することも可)。

ID・パスワード方式を行うためには、事前にID・パスワード方式の届出完了通知の発行が必要となります。

ID・パスワード方式の届出完了通知については、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は運転免許証などの本人確認書類をお持ちのうえ、お近くの税務署にお越しください。

また、スマートフォンで見やすい専用画面をご利用できます。さらに、「マイナンバーカード」と「マイナン

バーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。マイナンバーカード対応のスマートフォンなどをお持ちでない方も、ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信できます。

□申告および納付に関するご質問は税務署へ

操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」  
☎0570-01-5901(e-コクゼイ)まで

便利で安心、振替納税を  
ご利用ください!

申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知などによる納税のお知らせは行っていません。納付には便利な振替納税をご利用ください。

□令和3年分確定申告書振替納付日

- 所得税および復興特別所得税…4月21日(木)
  - 消費税および地方消費税(個人事業者)…4月26日(火)
- 電子納税をご利用になると、自宅やオフィスなどのインターネットを利用して納付できます。

医療費控除を受けるためには、  
「医療費控除の明細書」の  
添付が必要です

医療費控除を受ける際に「医療費控除の明細書」の添付が必要となります(領収書の提出は不要)。

明細書作成時には、①医療を受けた人、②病院・薬局ごとに医療費を合計して記載します(明細書を含め、医療費控除の申告は国税庁HPからできます)。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署の求めにより、提示または提出)。

□受付時間 午前8時30分～午後4時(提出は午後5時まで)

□入場整理券

混雑緩和のため、当日会場で配付します。  
※国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、事前に入手できます。詳細は国税庁HPをご覧ください。  
※状況によっては、受付を早めに締め切ることがあります。

□感染症対策にご協力ください

- マスクの着用
- 可能な限り少人数での来署
- 入口での手指消毒および検温

☎東村山税務署

〒189-8555東村山市本町1-20-22・☎042-394-6811

※1月11日から税務署の駐車場は使用できませんので、お車での来署をご遠慮ください。

今年も申告書には  
マイナンバーの記載が必要です!

所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・贈与税の申告書には税務署へ提出する都度、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類(番号確認書類および身元確認書類)」の提示または写しの添付が必要となります。

税務署窓口で提出の際は、番号確認および身元確認に時間を要しますので、①・②について事前のご用意をお願いします。

①マイナンバーカード(個人番号カード)  
※1枚で「番号確認」と「身元確認」ができます。

②「番号確認書類」+「身元確認書類」  
※②は、①のマイナンバーカードがない場合の確認方法です。

●番号確認書類とは、通知カード・マイナンバーの記載のある住民票の写しなど

●身元確認書類とは、運転免許証・パスポート・身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証など

※郵送にて申告書を出す際は、①の写し(両面)または②の写しを添付

年金申告不要制度

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、その公的年金などの全部が源泉徴収の対象となっている場合において、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告は必要ありません。ただし、所得税の還付を受けるには確定申告が必要です。

※所得税などの申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合あり

復興特別所得税の計算を  
お忘れなく

平成25年分～令和19年分の各年分は、復興特別所得税を所得税と併せて申告・納付が必要です(還付申告でも計算が必要)。

復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則その年分の所得税額)に2.1%の税率を乗じて計算した金額です。

また、平成25年1月1日～令和19年12月31日に生ずる所得については、源泉所得税が徴収されている場合には、復興特別所得税が併せて徴収されています。

父母などから  
財産の贈与を受けた場合の  
注意点!

暦年課税の場合、父母などの直系尊属から財産の贈与を受けた人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限り)のその財産に係る贈与税の額は、一般税率ではなく「特例税率」を適用して計算します。

この適用を受けた場合で、贈与を受けた財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の金額(基礎控除後の課税価格)が300万円を超えるときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人の戸籍の謄本または抄本その他の書類でその人の氏名・生年月日・その人が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類を提出する必要があります(過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるためにその書類を提出している場合は不要)。